

個別施設計画様式

策定年月日

R3.3.15

1 対象施設・施設概要

施設情報

施設名称	昭和万葉の森	所管所属名称	自然保護課
------	--------	--------	-------

公共施設等総合管理方針施設分類

大分類	公共用施設	中分類	自然レクリエーション施設	小分類	森林施設等
-----	-------	-----	--------------	-----	-------

主要建物概要

構造	木造	用途	その他公共用施設	建築日	H1.2.3
経過年数	32	耐用年数	24	目標使用年数	43
運営方式	指定管理	管理者名称	(株)万葉まちづくりセンター	全延床面積(㎡)	387
所在地	大衡村大衡字平林118-1				

2 計画期間

令和3年から令和13年までの11年間とする

3 点検・診断によって得られた個別施設の状態

別添「保全点検結果報告書」のとおり

4 当該施設の必要性

設置根拠規定等	県民の森等の設置及び管理に関する条例 平成元年二月二十八日 宮城県条例第二十二号	必要性の有無	有
業務内容	昭和30年に第6回全国植樹祭が開催され、天皇皇后両陛下がお手植えされた松が現在も残存しており、万葉植物を主体とする森林公園として平成元年に開園された現在は、万葉集の中で詠まれている植物を通じて歴史・文化・自然科学等の学びの森として、また森林浴による健康増進を図る。		
必要性の判断理由	万葉植物記念林や湿性植物園などがあり、およそ520種の植物が確認できる。森林散策が可能が遊歩道沿いには、48基の万葉歌碑が設置され、中央部には催しや茶会に利用できる集会棟が存在し、年間約5万人の利用者が訪れるため施設の必要性は高い。		

5 施設ごとの今後の対策

管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	不特定多数の方が利用する森林レクリエーション施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 施設等の増改築、改造、その他の現状変更については、県が費用と責任において実施するもので、指定管理者の必要により現状変更しようとするときは、県の承諾を得た上で指定管理者の負担としている。 当該施設の設置目的の達成に必要な機能を維持するために必要な施設等の修繕は県が自己の責任と費用において実施するものとしている。 施設等の修繕のうち小規模のものについては指定管理者がその責任と費用において実施する。
施設間・対策間の優先順位の判断内容	平成元年に開園した昭和万葉の森は、これまで集会棟便所及び野外便所の改修や空調設備改修を行ってきたところである。建築物内部の修繕・改修においては計画的に実施しているが、建築物外部においては塗装が剥げたり、カビが見られるなど経過観察が必要な状態となっている。県有施設点検等における指摘事項等を優先的に対策し、その他指定管理者による点検において修繕が必要である箇所を計画的に実施していく。

6 対策内容、時期

別添「短期保全計画表」のとおり

施設情報詳細(棟情報一覧)

[illegible]

様式2 短期保全計画表【県民の森】

[illegible]

(別紙様式2) (建築)

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 昭和万葉の森

建物棟名称: 万葉の館(集会棟)

所在地: 大衡村大衡字平林118-1

①用途: 集会場

②延べ面積: 265 m²

③階数: 地上1階

④構造: 木造

⑤竣工年度: 昭和 63 年度

項目	指摘事項(不具合内容、関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	柱や梁等の木あらし部分に劣化が見られます。	B
	(対策等) 経過観察及び専門業者に調査をしてもらい、修繕等の必要性について検討してください。	
2 - 2 建築物の外部	(指摘項目)	判定
	網戸に破れ、雨戸表面に剥離が見られます	B
	(対策等) 経過観察の上、劣化状況に応じて、修繕等について検討してください。	
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目)	判定
	屋根カラー鉄板の塗装が劣化し錆が発生しています。	B
	(対策等) 経過観察の上、早めの修繕が望まれます。	
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
	広間の妻側の壁に落下しそうな箇所があります。	B
	(対策等) 経過観察の上、早めの修繕が望まれます。	
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		A
	(対策等)	
6 - その他	(指摘項目)	判定
		—
	(対策等)	
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A「指摘なし」:支障なし
- B「要注意」:経過観察が必要
- C「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
- D「要是正」:
 - ・危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日： 令和5年9月11日

点検者職氏名	仙台土木事務所 技術主幹(班長)(一級建築士) 豊野 学之 技師 佐藤 晴華
立会者職氏名	(株)万葉まちづくりセンター 2名

県有建築物保全点検調査結果票（チェックリスト）

〔 建築物 〕

施設名称：昭和万葉の森

建物棟名称：万葉の館（集会棟）

所在地：大衡村大衡字平林118-1

①用途：集会場 ②延べ面積：264.82㎡ ③階数：地上1階 ④構造：木造 ⑤竣工年度：昭和63年度

当該建築物の調査者		資 格 名 及 び 氏 名
	代表となる調査者	仙台土木事務所 技術主幹（班長）（一級建築士） 豊野 学之
	その他の調査者	技師 佐藤 晴華

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1 敷地及び地盤							
(7)	塀		組積造の塀又は補強コン クリートブロック造の塀 等の劣化及び損傷の状況				
(8)	擁壁		擁壁の劣化及び損傷の状 況				
2 建築物の外部							
(2)	基礎		基礎の劣化及び損傷の状 況	○			
(4)	土台 （木造に限る）		土台の劣化及び損傷の状 況	○			
(6)	外 壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及 び損傷の状況		○		柱や梁等の木あらわ し部分に劣化
(7)			組積造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロッ ク造の外壁躯体の劣化及 び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化 及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び 鉄骨鉄筋コンクリート造 の外壁躯体の劣化及び損 傷の状況、及び雨漏れの 状況				
(11)	外 壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式 工法によるものを除く。 ）、モルタル等の劣化及 び損傷の状況、及び雨漏 れの状況				
(12)			乾式工法によるタイル、 石貼り等の劣化及び損傷 の状況、及び雨漏れの状 況				
(13)			金属系パネル（帳壁を含 む。）の劣化及び損傷の 状況、及び雨漏れの状況				
(14)			コンクリート系パネル（ 帳壁を含む。）の劣化及 び損傷の状況、及び雨漏 れの状況				
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷 の状況、及び雨漏れの状 況		○		網戸に破れ、雨戸表 面に剥離
(17)		外壁に緊結された広告 板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷 の状況				
(18)			支持部分等の劣化及び損 傷の状況				

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
3 屋上及び屋根							
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況					
(2)	屋上周り （屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況					
(5)		排水溝（ドレインを含む。）の劣化及び損傷の状況					
(7)	屋根 （屋上面を除く。）	屋根の劣化及び損傷の状況		○			屋根カラー鉄板の塗装が劣化し錆が発生
(8)	機器及び工作物 （冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況					
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況					
4 建築物の内部							
(5)	防火区画	防火区画の外周部					
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等		○			広間の妻側の壁に落下しそうな箇所
(7)							
(8)							
(9)							
(10)							
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 （防火区画を構成する壁に限る。）					
(13)							
(17)	床	躯体等	○				
(18)							
(19)							
(21)		耐火構造の床又は準耐火構造の床 （防火区画を構成する床に限る。）					

番号	調 査 項 目		調査結果（該当箇所○印）				備 考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況					
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況					
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)		石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況					
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況					
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	○				
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況					
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					